

人権方針

(序文)

J-オイルミルズグループは「Joy for Life 生きるをおいしく、うれしくしたい。」を企業理念とし、人々の心を動かすおいしさを創造する「おいしさデザイン企業」を目指しています。

社会から真に必要な企業として持続的な成長を実現するために、人権の尊重は前提であると考え、事業に関わる責務を果たしていく指針として、「J-オイルミルズグループ人権方針」をここに定めます。

本方針は、「J-オイルミルズ 行動規範」と補完関係にあり、本方針の下、グループ一丸となって人権尊重の取り組みを推進していきます。

1. 人権を尊重する責任

J-オイルミルズグループは、事業活動において人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、自らが人権侵害をしないことに加え、人権侵害を助長しないよう努めます。また、取引関係によって事業、商品またはサービスが人権への負の影響に直接つながっている場合には、取引先、調達先を含む関係者に対し、人権への負の影響を防止または軽減するよう努めます。

(1) 国際規範への支持

J-オイルミルズグループは「国際人権章典」および「労働における基本的原則及び権利に関するILO 宣言」などの人権に関する国際規範に賛同します。また、「子供の権利とビジネス原則」「女性差別撤廃原則」の主旨に基づき、子供と女性の権利については特に注意し、負の影響を与えないようバリューチェーンを通して尊重します。

本方針は国連の「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて策定しています。

(2) 法令順守

事業活動を展開する各国・地域の法令や社内規程を遵守するとともに、国際的に認められた人権の原則を尊重し、社会倫理・社会規範に基づいて行動します。国際的に認められた人権と各国・地域法に矛盾がある場合は、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求していきます。

2. 適用範囲

本方針は、J-オイルミルズグループの全役員、および全従業員に適用します。また、サプライヤー様を含むビジネスパートナーに対しても、J-オイルミルズグループに関わる業務において人権を尊重し、本方針への遵守を要請します。

3. 人権尊重の実践プロセス

(1) 人権デュー・ディリジェンス

J-オイルミルズグループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、自らが与える人権への負の影響を特定し、その未然防止および軽減を図ります。

(2) 救済（是正）

J-オイルミルズグループの事業活動が人権への負の影響を引き起こしたり、助長することが明らかになった場合には適切な手段を通じて救済・是正措置に取り組みます。

(3) 教育・研修

本方針が理解され、事業活動全体に浸透し、効果的に実施されるよう、全役員および全従業員に対して適切な教育・研修を行っていきます。

(4) 対話・協議

本方針を実行する過程において、独立した外部機関の専門知識を活用するとともに、関連するステークホルダーとの対話と協議を行い、事業活動が人権に及ぼす影響について影響を受ける人々の視点から理解し、適正に対処できるようにしていきます。

(5) 情報開示

J-オイルミルズグループは本方針に基づく人権尊重の取り組み状況をウェブサイトおよびJ-オイルミルズレポートなどにおいて適切に情報開示していきます。

4. 特に重要と考える人権項目

- ・ 差別・ハラスメント
- ・ 児童労働を含む強制労働
- ・ 不当な低賃金労働
- ・ 労働時間の管理

- ・ワークライフバランスの実現
- ・プライバシーの尊重

以上